

知って安心!

電気製品製造に必要な法規制を体系的に理解!

自社製品 法規入門講座

2024 **8.29** [木]

9:30 - 16:30 (受付 9:00 ~)

電気製品には、「電気用品安全法」「消費生活用製品安全法」等の適用を受ける場合があるほか、「産業標準化法」等の第三者機関による認証制度があります。今後、製造を検討している自社製品・電気製品等が法律の適用を受けるものであるか、また、流通などの過程で法律に基づく認証が必要とされるか等、予め製造品の法的課題を確認・把握することが重要です。今回、電気部品を組み込んだ自社製品・電気製品を製造販売する際に必要な法規制を体系的に学ぶ講座を開催します。

●会場

(公財)浜松地域イノベーション推進機構 セミナー室
浜松市中央区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館8階

●対象

製造中小企業の経営者・実務担当者
製品開発に必要な法律知識を体系的に学びたい方

●定員

20名

●参加費

5,000円(税込) ※浜松市以外の企業は10,000円(税込)
(テキスト代含む)

●内容

“ものづくり”に関する日本の法規制を学びます。

【多くの製品が対象】製造物責任法(PL法)、消費生活用製品安全法(消安法・PSC)
【電灯線に接続する器具やリチウムイオン電池が対象】電気用品安全法(電安法)等

●講師

ナカタニ テクノマネージ技術士事務所 代表 中谷二三男 氏

“ものづくり”に関する日本の法規制を学ぶ。



“ものづくり”に関する日本の法規制を学びます。

【多くの製品が対象】製造物責任法(PL法)、消費生活用製品安全法(消安法・PSC)

【電灯線に接続する器具やリチウムイオン電池が対象】電気用品安全法(電安法)等

開発した製品を市場に投入する際、法規制に必要となる規格内容や手順の確認及び市場投入後のトラブルや損害発生を防ぐため、取扱説明書や警告・注意ラベルに記載すべきポイントを事前に把握する必要があります。

本講座では、リスクアセスメントや機械の制限仕様の取組方法について、電気製品を例に電気用品安全法の事例を交えて学んでいただきます。



ナカタニ テクノマネージ技術士事務所 代表
広域首都圏輸出製品技術支援センター(MTEP) 専門相談員
中谷二三男 氏

- 総合電機メーカーに勤務、国内外の発電プラント建設・施設建設を担当、その後、新製品開発・情報システム開発や品質管理・知的財産管理、ビル・電気設備事業等に従事。
- 2003年にコンサルティング会社を設立し、現在、製品安全(電気用品安全法・製造物責任法等)に関するコンサルティングを主に行っている。CEマークはEMC指令、低電圧指令、機械指令、RoHS指令などに対応可能。諸外国への認証、法規対応、CEマーキング及び取扱説明書作成支援などを実施している。

「自社製品法規入門講座」 参加申込書

申込方法

8月22日(木)までに、ホームページの申込フォーム、または下記申込書にてE-mail、FAXでお申し込みください。申込受付後、当財団より参加費の請求をさせていただきます。

ホームページ <https://www.hai.or.jp/event/houki0829/>

E-mail hanro@hai.or.jp FAX 053-450-2100



スマートフォンからのお申し込みはこちら

お問い合わせ

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 事業推進部 経営支援グループ/山際・菊本
TEL: 053-489-8111 〒432-8036 静岡県浜松市中央区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館8階

会社	会社名	TEL	FAX
	所在地 〒□□□-□□□□	浜松市内に本社、製造拠点等の主たる事業所がある。 あり <input type="checkbox"/> /なし <input type="checkbox"/> ※必ずチェックしてください。	
参加者	氏名	所属・役職	E-mail

個人情報保護に関する注意事項

申込書に記入いただいた個人情報は、上記の他、主催者及び共催者の事業等に関する情報や参加者募集の案内等の範囲内で利用または提供いたします。個人情報は、取扱目的以外に利用及び第三者に提供することはありません。